

2 0 2 5

損害保険契約者保護機構
管理処分業務の現状

損害保険契約者保護機構

はじめに

損害保険契約者保護機構(以下、本誌では「当機構」といいます。)は、2001年4月1日、第一火災海上保険相互会社が保有していた保険契約を引き受けるとともに、同日付で当機構に管理本部を設け、当該保険契約の管理および処分に関する業務を執り行っています。

本誌は、保険業法第270条の6第2項第1号により適用される同法第111条に基づく2025年版ディスクロージャー資料として作成したものです。

本誌が、当機構が執り行っている保険契約の管理処分業務をご理解いただく一助となれば幸いです。

目 次

I. 当機構の概況および組織 (2025年7月1現在)	
1. 経営の組織	1
2. 役員の状況	2
II. 当機構管理本部の主要な業務の内容	
1. 概要	3
2. 取扱い保険商品	4
3. 保険料の收受	4
4. 異動・解約等の手続き	4
5. 保険金の支払い	5
6. 再保険	6
III. 当機構管理本部の主要な業務に関する事項	
1. 直近の事業年度における事業の概況	7
2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	10
3. 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等	11
4. 責任準備金の残高の内訳	25
5. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	26
6. 従業員数および事業費(含む損害調査費)の推移	27
IV. 当機構管理本部の運営	
1. リスク管理の体制	28
2. 法令遵守の体制	30
3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認について	31
4. 理事会による監視監督	31
V. 直近の2事業年度における保険特別勘定の財産の状況	
1. 計算書類	33
2. 保険業法に基づく債権	44
3. 時価情報等	44

I. 当機構の概況および組織(2025年7月1日現在)

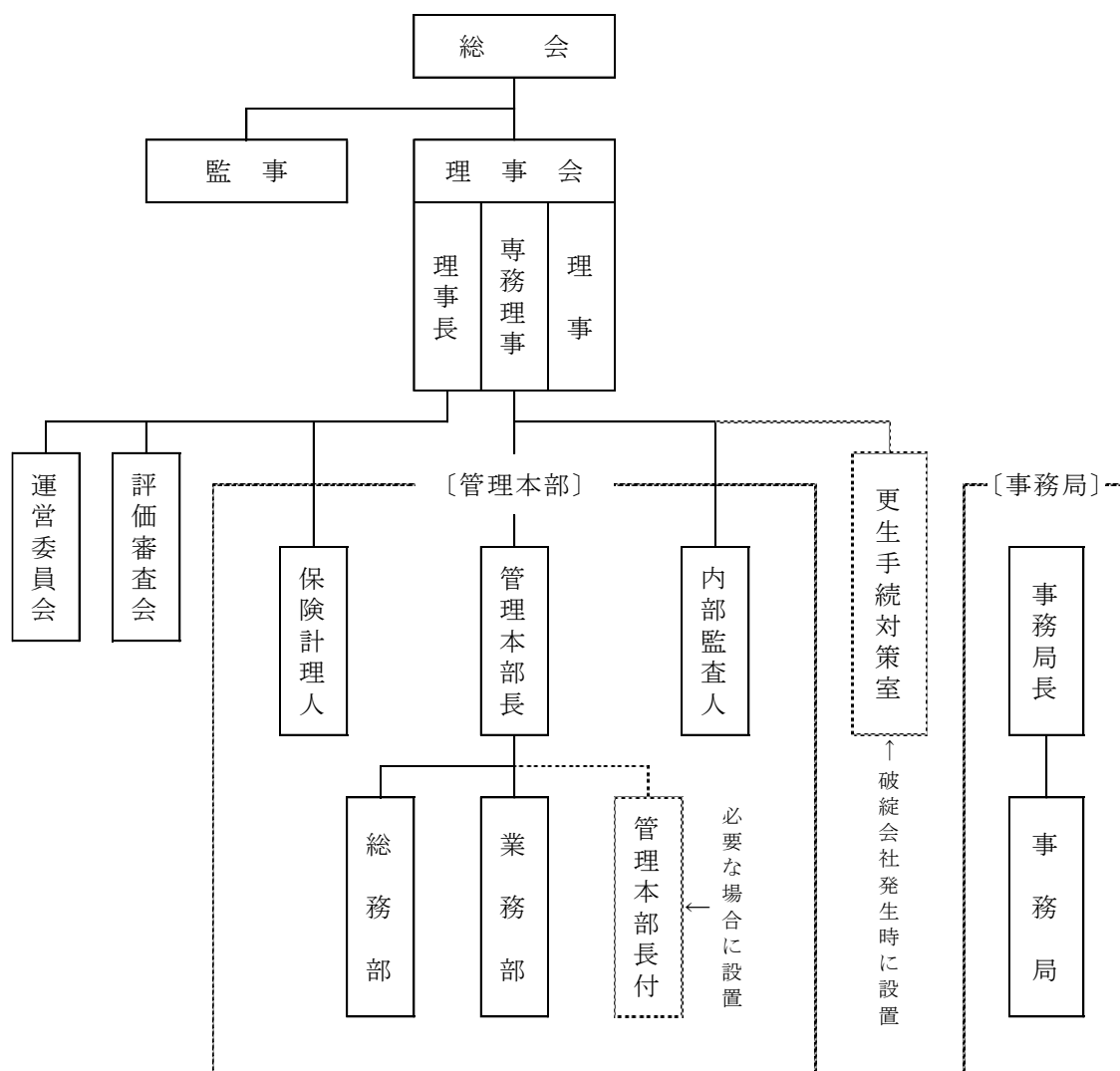
当機構は、損害保険会社が経営破綻した場合に、破綻損害保険会社の保険契約者を保護し、もって保険業に対する信頼性を維持することを目的として、保険業法に基づき、1998年12月に大蔵大臣（当時）の認可を受けて設立された法人です。

当機構には、日本国内において損害保険業を営む免許を受けたすべての損害保険会社が加入を義務付けられています。（再保険契約のみ、船主等責任保険契約のみに係る業務を営む保険会社は除かれています。）

1. 経営の組織

(1) 組織

当機構は、当機構の業務の一部として、2001年4月1日付で、2000年5月に破綻した第一火災海上保険相互会社（以下、本誌では「第一火災社」といいます。）が保有していた保険契約を引き受け、専務理事の管轄の下に管理本部を設置して、当該保険契約の管理および処分に関する業務（以下、本誌では「管理処分業務」といいます。）を執り行っています。



(2) 事務所の所在地

①事務局

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地 損保会館2階

TEL (03)3255-1635

②管理本部

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地 損保会館2階

代表番号 TEL (03)6262-9465

損害サービスセンター TEL (03)6262-9718

カスタマーセンター TEL 0120-557-543 (フリーダイヤル)

2. 役員の状況

役 職 名	氏 名	主 な 兼 職
理 事 長	宮 崎 裕 子	弁護士 元最高裁判所判事 長島・大野・常松法律事務所顧問 シンガポール国際商事裁判所 International Judge
専務理事	中 島 康 将	
理 事	落 合 誠 一	東京大学名誉教授
理 事	高 橋 宏 志	東京大学名誉教授
理 事	石 川 耕 治	損害保険ジャパン株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
理 事	ジェームス・ ナッシュ	A I G 損害保険株式会社 代表取締役社長 兼 C E O
監 事	英 公 一	公認会計士 英 公認会計士事務所代表

Ⅱ. 当機構管理本部の主要な業務の内容

1. 概要

(1) 管理処分業務の基本方針

当機構は、前述のとおり、2001年4月1日付で、2000年5月に破綻した第一火災社が保有していた保険契約を引き受け、当該保険契約の管理処分業務を執り行っています。

当機構による管理処分業務は、保険契約者等の保護を図り、もって保険業に対する信頼性を維持することを目的としていること、および管理処分業務が当機構の会員会社の負担金により運営されていることを考慮して、保険契約者等の保護、業務運営の効率性および資産運用等における安全性に留意して行うこととしています。

(2) 管理処分業務の範囲

当機構の管理処分業務には、次の業務が含まれています。

- ・ 保険契約に基づく保険料の収受
- ・ 保険金、返れい金その他の給付金の支払い
- ・ 保険契約に基づき保険料として収受した金銭その他の資産の運用
- ・ 保険契約に係る再保険契約の締結
- ・ 保険契約に基づく損害のてん補
- ・ 保険契約に基づく保険契約の解除
- ・ 保険契約の内容の変更
- ・ 締結した再保険に係る業務
- ・ これらの業務に附帯する業務（訴訟、保険料控除証明書の発行、質権設定の承認等）

なお、当機構は、新たな危険を負担し、または当機構が負担する危険を著しく変更もしくは増加させることとなる保険契約の内容の変更を行わないこととしていますので、上記管理処分業務には、新規および更改・継続契約（長期保険に付帯されている地震保険に関する法律の規定に基づく地震保険の継続契約を除きます。）の引受けはもちろんのこと、割増保険料の収受が必要な追加危険や増加危険の引受けを伴う契約条件の変更は含まれていません。したがって、必要な場合には、当機構との保険契約を解除して、他の損害保険会社と新たな保険契約を締結していただくことになります。

この取扱いの例外として、2001年4月1日付で当機構が保険契約を引き受けた時の契約条件変更によって保険金が縮減支払いとなる契約について保険金支払割合を100%に復元する特約（「保険金の支払に関する特約条項」）を、当機構で引き受けています。

(3) ご契約者に対する窓口

当機構は、一般の損害保険会社のように、営業部支店・課支社等や代理店・外務社員等の営業体制・要員を持っていません。ご契約者からの契約内容、満期返れい金および解約返れい金に関する照会等の各種照会・相談ならびに住所変更等の契約内容の変更通知、解約（契約解除）請求、上述の「保険金の支払に関する特約条項」に関する照会・申込み等について

は、カスタマーセンター（フリーダイヤル 0120-557-543）で承っています。

なお、上記カスタマーセンターのフリーダイヤルの受付時間は、土日祝日および年末年始の一定日を除く 9:00～17:00 です。

(4) 事務等の委託

当機構が行う管理処分業務については、その事務処理を当機構 100%出資子会社の保護機構事務サービス株式会社（資本金 5,000 万円、本社所在地：東京都千代田区神田淡路町 2-9 以下、本誌では「事務サービス社」といいます。）に委託しています。また、情報処理全般については、株式会社アイネスに委託しています。

2. 取扱い保険商品

主に次のものがあります。

なお、当機構が取り扱っている保険商品は、当機構が第一火災社から引き受け、まだ保険責任が終了していない契約に対応するものに限られます。（2025 年 7 月 1 日現在）

- ・普通火災保険
- ・住宅火災保険
- ・住宅総合保険
- ・店舗総合保険
- ・地震保険
- ・介護費用保険

(※) マルマル火災保険等の積立保険については 2017 年度末までに、傷害保険については 2019 年度末までに、全ての保有契約が満期を迎えました。

3. 保険料の収受

保険料の払込方法が一時払い以外の契約においては、銀行等の口座振替または当機構専用払込票による郵便局からの払込みによって、約定の回払い（月払いまたは年払い）保険料を当機構にお支払いいただくことになっています。

4. 異動・解約等の手続き

(1) 異動・解約等の手続き

保険期間の途中でご契約者から当機構に保険契約の異動・解約（解除）等のお申し出があった場合には、ご契約者あてに書類をお送りします。当該解約（解除）に伴って解約返れい金が生じる場合には、ご契約者から所定の書類を受領次第、解約返れい金をご指定の金融機関の口座にお振り込みします。

なお、ご契約者から当機構に保険契約の解約（解除）のお申し出があったときは、その解約受付日以降の事故は、保険契約による補償を受けられなくなります。

(2)ダイレクトメール等によるご契約内容の確認

保険期間が長期の火災保険、介護費用保険のご契約者に、現在のご契約内容をお知らせするために、年に1度、ダイレクトメールを送付しています。

また、親族連絡先を登録いただいていない85歳以上のご契約者（介護費用保険）に對しまして、お電話および簡易書留によりご契約継続の意思を確認しています。

(3)親族連絡先制度

ご契約者へ連絡が取れない等の万一の場合に、あらかじめ登録いただいたご親族の方と連絡を取らせていただくことで、ご契約者への連絡や保険契約に係る各種手続きについてご支援いただくことを目的とした、親族連絡先制度を導入しています。

5. 保険金の支払い

(1)事故発生との連絡

保険契約による補償の対象となるような事故が発生した場合には、カスタマーセンター（フリーダイヤル：0120-557-543）に、事故および損害の状況等を電話でご連絡いただきます。

該当する保険契約の内容と照合し、発生した事故が保険金支払いの対象となるかどうかを判断して、必要に応じ、初期対応のアドバイスや保険金請求手続きの流れをご説明します。

(2)損害額・保険金の算出

損害額の算出や保険金の支払いは、損害サービスセンター（TEL：03-6262-9718）にて行っております。

罹災状況（火災保険）や日常生活動作（介護費用保険）等の確認を行い、個々の保険契約の内容に照らして検討した結果、保険金支払いの対象となることが確定した場合は、お支払いする保険金の額を算出します。

(3)保険金の支払い

所定の保険金請求書一式をご提出いただいた後に、保険金をご指定の金融機関の口座にお振り込みします。

6. 再保険

(1) 保有契約に係る再保険(出再保険)

当機構では、保有契約規模の現状および今後の見通し、ならびに中長期的な費用対効果を勘案して、2006 年度から再保険契約の締結を取りやめています。

(2) 再保険の引受(受再保険)

3 ページの 1. (2) で述べたとおり、当機構では、新規および更改・継続契約の引受けは行いませんので、新たな再保険の引受けは一切ありませんが、第一火災社が過去に引き受けた国内外の再保険契約に係るラン・オフ（残存）責任を引き受けており、管理処分業務の一環として、当該再保険契約の内容に従い、また、所定の削減を行ったうえで、再保険金の支払いを行っています。

Ⅲ. 当機構管理本部の主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度における事業の概況

管理処分業務の特性から、業務開始から 24 年目に当たる当事業年度においても、保有契約件数の減少（当期末保有件数 1,500 千件、対前期末比減少率 13.5%）が続いています。

保有契約の減少に伴い、システム面では継続的にセキュリティ対策を行い、システムの維持・保全に取り組むとともに、システム開発を法制度や契約者サービス等に係る最小限のものとする等、システムコスト削減にも努めています。

ご契約者への対応業務では、保険金の支払いおよび解約返れい金の支払いについて、適正・迅速に対応しています。また、ご契約者に対し、契約内容のご案内を継続的に実施しています。

内部管理面では、各事案について丁寧かつタイムリーな対応の実践、また、契約者情報等個人情報への厳正管理・漏えい防止等コンプライアンスの遵守徹底を図り、適正な業務遂行に努めています。顧客保護については、「親族連絡先制度」を活用し、高齢化しているご契約者との接点強化に努めています。

一方、経費等については、引き続き厳格な予算統制の実施により、支出の抑制に努めています。管理本部および事務サービス社の従業員は、当事業年度は 12 名となりました。また、事業費（除く諸手数料及び集金費）は、当事業年度は 276 百万円でした。

資産の運用に当たっては、引き続き当機構の財産運用方法書に定める基準に基づいて流動性の確保および健全性の維持等を基本とした適切な運用に努めています。

このような状況の中、当事業年度の損益は、次のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受収益が 1,392 百万円、資産運用収益が 0 百万円、その他経常収益が 7 百万円、一般勘定より受入が 1,103 百万円となった結果、2,504 百万円となりました。

一方、経常費用は、保険引受費用が 744 百万円、営業費及び一般管理費が 233 百万円、その他経常費用が 0 百万円となった結果、978 百万円となりました。

この結果、経常利益は、1,526 百万円となり、当期純利益金は、1,526 百万円となりました。

保険引受収益のうち、正味収入保険料は、解約返れい金等の支払いが、保有契約からの分割払収入保険料を上回ったため、△36 百万円となりました。支払備金については、火災保険、介護費用保険およびその他の保険の普通支払備金等の減少により、69 百万円の戻し入れとなりました。また、普通責任準備金については、保険業法第 121 条第 1 項第 1 号の事項を保険計理人が確認した結果、責任準備金の水準について将来の債務の履行に支障を来すおそれがあるとの意見書が提出されました。そのため、保険業法第 265 条の 40 に規定する保険特別勘定に係る「保険料及び責任準備金の算出方法書の変更認可申請」を行い認可されましたので、1,866 百万円を追加して積み立てました。異常危険準備金については、積立上限額（再現期間 70 年に対応する自然災害が発生した場合の推定支払保険金の額）の積立を完了しています。責任準備金全体では、保有契約の減少等により

1,357 百万円の戻し入れとなりました。

保険引受費用のうち、正味支払保険金は、645 百万円となりました。

利息及び配当金収入は、0 百万円となりました。

決算数値に関してご理解いただきやすくするために、次ページに『損益のフローチャート』を掲載しましたのでご参照ください。

(注) 本誌（以下の諸表を含みます。）における各計数については、保険料等の金額は、記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は、小数点第 2 位を四捨五入し小数点第 1 位まで表示しています。また、本誌（以下の諸表を含みます。）保険種目の区分として表示していたマルマル保険（マルマル火災、マルマル傷害）については、保険契約が全て満期となっているため、表示を省略しています。

損益のフローチャート

(詳細については、損益計算書および同注記等をご参照ください。)

保険引受損益		(単位：百万円)		
収益 (+)	正味収入 保険料	支払備金 戻入額	責任準備金 戻入額	その他保険 引受収益等
I 1,392	△36	69	1,357	1
費用 (-)	正味支払 保険金(注)	諸手数料 及び集金費		
II 744	688	55		

(注) 損害調査費を含んでいます。

資産運用損益	
収益 (+)	利息及び 配当金収入
III 0	0
費用 (-)	
IV -	

その他経常損益 (経常収益7 - 経常費用0)	
V	7

一般勘定より受入 (+)	
VI	1,103

営業費及び一般管理費 (-)	
VII	233

特別損益	
VIII	-

当期純利益金又は当期純損失金 (△)	
IX	1,526
(I - II + III - IV + V + VI - VII + VIII)	

2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

年度 項目	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
経 常 収 益	1,121	1,302	1,073	2,749	2,504
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△367	2	△355	1,669	1,526
当 期 純 利 益 金 又 は 当 期 純 損 失 金 (△)	△368	10	△355	1,669	1,526
純 資 産 額	△9,215	△9,213	△9,568	△7,899	△6,373
総 資 産 額	3,966	2,637	1,354	1,535	1,630
責 任 準 備 金 残 高	11,522	10,287	9,197	7,856	6,499
貸 付 金 残 高	-	-	-	-	-
有 価 証 券 残 高	2,237	128	128	128	128
従 業 員 数 (注)	3 名	3 名	3 名	3 名	3 名
正 味 収 入 保 険 料	△81	△53	△46	△49	△36

(注) 当機構管理本部の従業員数

3. 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料の額および元受正味保険料の額

● 正味収入保険料

(単位：百万円、%)

種目 \ 年度	2023 年度			2024 年度		
		構成比	増加率		構成比	増加率
火 災 保 険	△12	-	-	△10	-	-
介護費用保険	△37	-	-	△25	-	-
その他の保険	0	-	16.8	△0	-	△100.2
合 計	△49	-	-	△36	-	-

(注) 正味収入保険料：元受正味保険料および受再正味保険料から支払再保険料を控除したものをいいます。

● 元受正味保険料（含む収入積立保険料）

(単位：百万円、%)

種目 \ 年度	2023 年度			2024 年度		
		構成比	増加率		構成比	増加率
火 災 保 険	△4	-	-	0	-	-
介護費用保険	△37	-	-	△25	-	-
その他の保険	△0	-	-	△0	-	-
合 計	△41	-	-	△25	-	-

(注) 元受正味保険料（含む収入積立保険料）：元受保険料から元受解約返れい金および元受その他返れい金を控除したものをいいます。（積立保険の収入積立保険料を含みます。）

②受再正味保険料の額および支払再保険料の額

●受再正味保険料

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2023 年度	2024 年度
火 災 保 険	-	-
介護費用保険	-	-
その他の保険	0	0
合 計	0	0

●支払再保険料

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2023 年度	2024 年度
火 災 保 険	8	10
介護費用保険	-	-
その他の保険	-	-
合 計	8	10

③解約返れい金の額および保険引受利益の額

●解約返れい金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2023 年度	2024 年度
火 災 保 険	4	3
介護費用保険	37	26
その他の保険	0	0
合 計	42	30

(注) 解約返れい金：元受、受再および積立の各解約返れい金の合計額をいいます。

●保険引受利益

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2023 年度	2024 年度
保 險 引 受 収 益	1,452	1,392
保 險 引 受 費 用	804	744
営業費及び一般管理費	252	230
そ の 他 収 支	-	-
保険引受利益又は 保険引受損失(△)	395	418

(注) 保険引受利益・保険引受損失＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費＋その他収支

④正味支払保険金の額および元受正味保険金の額

●正味支払保険金

(単位：百万円、%)

種 目 \ 年 度	2023 年度			2024 年度		
		構成比	増加率		構成比	増加率
火 災 保 険	448	66.1	△26.8	402	62.4	△10.2
介護費用保険	228	33.7	△9.5	228	35.5	0.1
その他の保険	1	0.2	1,409.6	14	2.2	1,045.0
合 計	678	100.0	△21.6	645	100.0	△4.8

(注) 正味支払保険金：元受正味保険金および受再正味保険金から回収再保険金を控除したものをいいます。

●元受正味保険金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2023 年度	2024 年度
火 災 保 険	448	401
介護費用保険	228	228
その他の保険	△5	△4
合 計	672	625

⑤受再正味保険金の額および回収再保険金の額

●受再正味保険金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2023 年度	2024 年度
火 災 保 険	1	1
介護費用保険	-	-
その他の保険	6	18
合 計	7	20

●回収再保険金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2023 年度	2024 年度
火 災 保 険	1	0
介護費用保険	-	-
その他の保険	-	-
合 計	1	0

(2) 保険契約に関する指標等

①契約者配当金の額

該当ありません。

②正味損害率、正味事業費率およびその合算率

当機構は、新規契約等の引受けを行っていませんので、分母となる正味収入保険料の額（11 ページ参照）がきわめて小さいかまたはマイナスとなるため、以下の指標がきわめて大きくなるかまたは算出できません。このように、これらの指標は、一般の損害保険会社の場合と異なり、保険契約に関する指標として有用なものではありませんが、保険業法施行規則第 59 条の 2 第 1 項第 3 号ハ関係の別表に従って掲載しました。

●正味損害率

(単位：％)

種 目 \ 年 度	2023 年度	2024 年度
火 災 保 険	-	-
介護費用保険	-	-
その他の保険	21,995.1	-
合 計	-	-

(注) 1. 正味損害率：(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料

2. 合計の正味損害率は、正味収入保険料の合計がマイナスのため、記載していません。

●正味事業費率

(単位：百万円、％)

区 分 \ 年 度	2023 年度	2024 年度
保険引受に係る事業費	326	286
(保険引受に係る営業費及び一般管理費)	(252)	(230)
(諸手数料及び集金費)	(74)	(55)
正 味 事 業 費 率	-	-

(注) 1. 正味事業費率：(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)

÷ 正味収入保険料

2. 正味事業費率は、正味収入保険料の合計がマイナスのため、記載していません。

●合算率

(単位：％)

種 目 \ 年 度	2023 年度			2024 年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
火 災 保 険	-	-	-	-	-	-
介護費用保険	-	-	-	-	-	-
その他の保険	21,995.1	6,765.5	28,760.6	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-

(注) 合算率：正味損害率＋正味事業費率

③出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：％)

年 度 種 目	2023 年度			2024 年度		
	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率
火 災 保 険	137.0	88.0	225.0	147.4	92.6	240.0
介護費用保険	45.7	25.1	70.7	111.5	23.1	134.6
その他の保険	4,077.9	182.6	4,260.5	△740.4	195.4	△545.0
合 計	100.8	59.2	160.0	129.2	59.7	188.9

(注) 1. 地震保険に係る金額を除いて記載しています。

2. 発生損害率＝（出再控除前の発生損害額＋損害調査費）÷出再控除前の既経過保険料

3. 事業費率＝（支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷出再控除前の既経過保険料

4. 合算率＝発生損害率＋事業費率

5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額

6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

④国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：％)

年 度 区 分	2023 年度	2024 年度
国 内 契 約	100.0	100.0
海 外 契 約	－	－

(注) 上表は、収入保険料（元受正味保険料（除く収入積立保険料）と受再正味保険料の合計）について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

⑤出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位 5 社の割合

該当ありません。

⑥出再保険料の格付ごとの割合

該当ありません。

⑦未収再保険金の額

該当ありません。

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金の額および責任準備金の額

● 支払備金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2023 年度	2024 年度
火 災 保 険	681	643
介 護 費 用 保 険	682	673
そ の 他 の 保 険	77	54
合 計	1,440	1,371

● 責任準備金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2023 年度	2024 年度
火 災 保 険	4,258	3,335
介 護 費 用 保 険	3,586	3,160
そ の 他 の 保 険	11	3
合 計	7,856	6,499

② 責任準備金積立水準

保険業法第 121 条第 1 項第 1 号に基づく保険計理人の確認業務の結果、2023 年度および 2024 年度において責任準備金の不足相当額が算出されました。そのため、当該不足相当額の責任準備金を追加して積み立てています。なお、積み立てにあたっては、「保険料及び責任準備金の算出方法書」の変更の認可を取得しました。

(単位：百万円)

年 度	2023 年度	2024 年度
追 加 責 任 準 備 金	2,483	1,866

③引当金明細表

2023 年度

(単位：百万円)

区 分		2022 年度 期末	2023 年度 増加額	2023 年度減少額		2023 年度 期末	摘 要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-	-	
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	
価格変動準備金		12	-	-	-	12	
合 計		12	-	-	-	12	

2024 年度

(単位：百万円)

区 分		2023 年度 期末	2024 年度 増加額	2024 年度減少額		2024 年度 期末	摘 要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-	-	
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	
価格変動準備金		12	-	-	-	12	
合 計		12	-	-	-	12	

④貸付金償却の額

該当ありません。

⑤資本金等明細表

該当ありません。

⑥損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

年 度	2023 年度	2024 年度
増加する発生損害額の計算方法	既経過保険料×1%	
経常利益の減少額	5 百万円	4 百万円

(注) 1. 地震保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩し等により相殺しています。

2. 本誌 14 ページに述べたとおり、当機構においては、一般の損害保険会社の場合と異なり、分母となる正味収入保険料の額がきわめて小さいかまたはマイナスとなりますので、保険業法施行規則第 59 条の 2 第 1 項第 3 号ハ関係の別表中の経理に関する指標第 5 号に規定されている損害率の上昇による経常利益の減少額または経常損失の増加額の計算ができないか、または、できたとしてもその結果は、経理に関する指標として有用なものとはなりえません。そこで、本誌においては、上表のとおり既経過保険料の 1%に相当する額が発生損害額として増加した場合の経常利益または経常損失の額の変動を計算することとしました。

⑦事業費(含む損害調査費)

(単位：百万円)

区 分	2023 年度	2024 年度
人 件 費	35	35
物 件 費	261	240
税 金	0	0
火災予防拠出金および 交通事故予防拠出金	-	-
損害保険契約者保護機構 に対する負担金	-	-
諸手数料及び集金費	74	55
合 計	371	332

(注) 諸手数料及び集金費の主な内訳は、住宅金融支援機構融資物件の火災保険に係る特約業務手数料です。

(4) 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

(単位：百万円、%)

区 分 \ 年 度	2023 年度期末残高		2024 年度期末残高	
		構成比		構成比
預 貯 金	1,396	91.0	1,499	92.0
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-
買 現 先 勘 定	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	-	-	-	-
有 価 証 券	128	8.4	128	7.9
貸 付 金	-	-	-	-
土 地 ・ 建 物	-	-	-	-
運 用 資 産 計	1,524	99.3	1,627	99.9
(貸 倒 引 当 金)	-	-	-	-
総 資 産	1,535	100.0	1,630	100.0

② 利息配当収入の額および運用利回り

(単位：百万円、%)

区 分 \ 年 度	2023 年度		2024 年度	
		利回り		利回り
預 貯 金	-	-	-	-
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-
買 現 先 勘 定	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	-	-	-	-
有 価 証 券	0	0.39	0	0.39
貸 付 金	-	-	-	-
土 地 ・ 建 物	-	-	-	-
小 計	0	0.03	0	0.03
そ の 他	-		-	
合 計	0		0	

③海外投融資残高および構成比

該当ありません。

④海外投融資利回り

該当ありません。

⑤商品有価証券の平均残高および売買高

該当ありません。

⑥保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

(単位：百万円、%)

区 分 \ 年 度	2023年度期末残高		2024年度期末残高	
		構成比		構成比
国 債	-	-	-	-
地 方 債	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-
株 式	128	100.0	128	100.0
外 国 証 券	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-
合 計	128	100.0	128	100.0

⑦保有有価証券利回り

(単位：%)

区 分 \ 年 度	2023 年度	2024 年度
公 社 債	-	-
株 式	0.39	0.39
外 国 証 券	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-
合 計	0.39	0.39

⑧有価証券の種類別の残存期間別残高

2023 年度期末

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないもの を含む。)	合 計
国 債	-	-	-	-	-	-	-
地 方 債	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-	-	-	-
株 式	-	-	-	-	-	128	128
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	128	128

2024 年度期末

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないもの を含む。)	合 計
国 債	-	-	-	-	-	-	-
地 方 債	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-	-	-	-
株 式	-	-	-	-	-	128	128
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	128	128

⑨業種別保有株式の額

(単位：千株、百万円、%)

区 分 \ 年 度	2023 年度期末			2024 年度期末		
	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比
商 業	-	-	-	-	-	-
金 融 保 険 業	1	1	1.4	1	1	1.4
倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	4	121	94.3	4	121	94.3
不 動 産 業	0	0	0.0	0	0	0.0
石 油 ・ 石 炭 製 品 業	1	2	2.0	1	2	2.0
機 械 工 業	-	-	-	-	-	-
証 券 業	-	-	-	-	-	-
空 ・ 陸 運 業	-	-	-	-	-	-
建 設 業	0	0	0.0	0	0	0.0
サ ー ビ ス 業	0	2	2.0	0	2	2.0
そ の 他	2	0	0.4	2	0	0.4
合 計	10	128	100.0	10	128	100.0

(注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。

2. 卸売業は商業として、保険業は金融保険業として記載しています。

⑩貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑪担保別貸付金残高

該当ありません。

⑫使途別の貸付金残高および構成比

該当ありません。

⑬業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑭規模別の貸付金残高および貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑮有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度		2023 年度期末	2024 年度期末
土 地	営 業 用	-	-
	賃 貸 用	-	-
建 物	営 業 用	-	-
	賃 貸 用	-	-
建 設 仮 勘 定	営 業 用	-	-
	賃 貸 用	-	-
小 計	営 業 用	-	-
	賃 貸 用	-	-
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		1	1
有 形 固 定 資 産 合 計		1	1

4. 責任準備金の残高の内訳

2023 年度

(単位：百万円)

区 分 種 目	普 通 責 任 準 備 金	異 常 危 険 準 備 金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当 準 備 金	合 計
火 災 保 険	2,957	1,300	－	－	－	4,258
介護費用保険	3,586	－	－	－	－	3,586
その他の保険	11	0	－	－	－	11
合 計	6,556	1,300	－	－	－	7,856

2024 年度

(単位：百万円)

区 分 種 目	普 通 責 任 準 備 金	異 常 危 険 準 備 金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当 準 備 金	合 計
火 災 保 険	2,229	1,106	－	－	－	3,335
介護費用保険	3,160	－	－	－	－	3,160
その他の保険	3	0	－	－	－	3
合 計	5,392	1,106	－	－	－	6,499

5. 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

（単位：百万円）

会計年度	期首 支払備金	前期以前発生事故に 係る当期支払保険金	前期以前発生事故に 係る当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2020 年度	777	783	623	△628
2021 年度	748	701	550	△503
2022 年度	687	556	563	△433
2023 年度	649	446	441	△238
2024 年度	498	385	402	△289

（注）1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 地震保険に係る金額を除いて記載しています。

3. 当期把握見積り差額：期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

〔事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表について〕

当機構では、本誌 3 ページの 1.（2）で述べたとおり、新規および更改・継続契約の引受けを行っていませんので、平均的な支払い期間が長い保険契約とされる傷害保険、自動車保険および賠償責任保険で有効に存続している契約は、極めて少なくなっています^{（注）}。このため、統計的手法による既発生未報告損害支払備金（IBNR 備金）の見積りのために必要なデータ量に著しい制約があります。したがって、一般の損害保険会社に求められているこれら 3 種類の保険契約に係る事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表は作成しないこととしました。

（注）2025 年度期首時点の保有契約件数は、3 種類の保険契約とも 0 件です。

6. 従業員数および事業費(含む損害調査費)の推移

年度	(単位：人)		(単位：百万円)	
	従業員数	うち 事務サービス社	事業費	うち 諸手数料及び集金費
2001 年度	330	311	7,162	△11
2002 年度	208	190	3,974	74
2003 年度	129	113	2,764	53
2004 年度	42	30	2,060	51
2005 年度	31	25	1,562	68
2006 年度	28	22	1,255	53
2007 年度	26	20	1,177	63
2008 年度	24	19	1,243	81
2009 年度	19	15	1,219	80
2010 年度	18	14	892	84
2011 年度	17	13	742	95
2012 年度	17	13	703	104
2013 年度	17	13	635	90
2014 年度	15	11	549	82
2015 年度	14	10	439	81
2016 年度	12	9	392	81
2017 年度	12	9	386	80
2018 年度	12	9	359	68
2019 年度	12	9	385	86
2020 年度	13	10	376	85
2021 年度	14	11	370	72
2022 年度	12	9	393	69
2023 年度	13	10	371	74
2024 年度	12	9	332	55

(注) 諸手数料及び集金費の主な内訳は、住宅金融支援機構融資物件の火災保険に係る特約業務手数料です。

IV. 当機構管理本部の運営

1. リスク管理の体制

(1) 保険特別勘定とリスク管理

当機構は、第一火災社から引き受けた保険契約に係る管理処分業務の遂行に当り、保険契約者等に対する保険金や解約返れい金等の金銭支払債務を履行するための原資を確保するために保険特別勘定を設定し、保険契約者保護資金や当機構の通常業務運営資金を管理する一般勘定とは区分して資産・負債の管理を行っています。

当機構の管理処分業務の遂行に当っては、本誌 3 ページに述べたとおり、新たな危険を負担しないこと、および当機構が負担する危険を著しく変更または増加させないことを大原則としています。

この考え方と同様に、保険特別勘定に属する資産の運用および管理保全に当たっても、健全な財務運営を第一とし、適切なリスク管理を行うことを基本方針としています。

(2) 主要なリスクとその管理

① 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料率設定時の予測に反して変動することにより、当保険特別勘定が損失を被るリスクのことです。

保険引受リスクの管理については、所定の責任準備金の積み立てを行っています。また、これに加えて、台風等の大規模・広域自然災害に備えて、想定される損失額に対し適切な責任準備金を積み立てています。支払備金については、合理的な予測に基づく積み立てを行っています。必要に応じて外部専門機関のアドバイスも得ながら責任準備金および支払備金の積み立てを行っており、保険特別勘定の残高を長期的に適正に維持するように努めています。

② 資産運用リスク

資産運用リスクとは、市場関連リスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク）、信用リスク、流動性リスク、不動産投資リスク等により、当保険特別勘定が損失を被るリスクのことです。

当保険特別勘定の運用資産は、国内株式、預貯金の円貨建資産となっており、外貨建証券等による為替リスクや土地保有による不動産リスクは負っていません。また、運用資産の大部分は、預貯金で保有しており、流動性リスクおよび信用リスクに配慮した資産運用リスク管理を行っています。

当保険特別勘定においては、慎重なポートフォリオの構築および維持こそがリスク管理の基本であるとの認識のもと、運用の基本原則および優先順位を次のとおり定め、実施しています。

第 1 順位 流動性の確保

第 2 順位 健全性の維持

第3順位 資産運用経費の低減

第4順位 資産運用リスクの集積回避（分散投資）

資産運用リスク管理に当っては、運用の意思決定、取引の執行および事務処理において、管理本部内部の自己管理および相互牽制を基本とした管理体制としています。

流動性リスクについては、流動性確保の観点から貸付・不動産を投資不適格資産として新規資産の取得の対象から外すとともに、第一火災社から移転を受けた所有不動産全物件を2001年度中に売却したこと等、十分な流動性の確保に努めています。

また、信用リスクについては、リスクの程度または態様等に応じた運用額の制限、総与信額管理、信用状況の変化等のモニタリングに加え、資産の自己査定に基づいて信用格付の定期的な確認等を実施し、信用リスク・ポートフォリオ管理の強化に努めています。

このようにして把握した資産運用リスクの状況については、当機構理事会に随時報告することとしています。

資産の自己査定規程・基準の遵守状況については、自己査定実施部門以外の他部門がその適正性について監査を実施する体制としています。さらに、当機構の監事監査補助業務を委託している監査法人による照合・点検を経て、監事による厳正な監査を受けています。

資産・負債の総合管理について

当保険特別勘定は、保険契約の管理処分業務の遂行によって資産・負債が毎年通減する特性があります。保険事故の発生予測、保険契約の解約率の想定などから、負債サイドの資金需要を予測して、これに運用資産をマッチさせて保有すると、将来の保険事故や解約の動向、金利動向によっては、かえって資金化する時の運用費用の発生リスク（運用商品等の中途解約費用の発生や原価割れに対する充足資金の必要性等による現在価値の減少等への対処）が高まることも予想されます。

また、当保険特別勘定の負債の減少が予想もつかない変動を示すことも考えられます。

以上のような特性から、当保険特別勘定においては、流動性リスクの管理を最優先とし資産・負債の管理を行っています。

③事務リスク

事務リスクとは、契約事務、損害調査事務、会計事務等の事務が正確に行われなかった事務ミスおよび事故や不正行為等の不適正行為により、当保険特別勘定がその事後対応等のためのコストなどの損失を被るリスクです。

当機構としては、各種事務マニュアル、ご契約者あての書類・帳票の見直しを進めるとともに、当機構の管理処分業務および保険特別勘定の事務処理を委託している事務サービス社の社員等に対する自主点検・業務監査の実施、事務適正化指導の励行によって事務水準の向上を図っています。

④システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン、誤作動、不正利用、および情報漏えい等により、当保険特別勘定が損失を被るリスクです。

当機構では、管理処分業務の遂行に当り、当機構の保有する情報資産保護の基本方針である「情報セキュリティポリシー」およびそれに準拠した「情報システム安全対策基準」を制定しています。この安全対策基準に則り、システムリスク対策を順次拡充整備してきました。今後も、情報処理業務の委託先ともどもシステムリスク対策のレベルアップを図っていきます。

⑤その他のリスク

上記以外にも、当機構および当保険特別勘定について、評判（風評）リスク、大規模災害リスク（保険引受リスク以外）等様々なリスクを認識しています。

これらについては、各所管部門を中心に対策の検討およびマニュアルの作成を行い、また随時見直しを進めています。

その一環として、システム関係をはじめとする当機構および事務サービス社の業務・機能に甚大な被害をもたらすおそれのある大地震等の災害が発生した場合に備えた取組、緊急時対応、事業継続対策を定めた「災害等対応基本計画」を策定しています。

2. 法令遵守の体制

当機構の管理処分業務は、管理本部の管理の下で、事務サービス社へ業務委託を行い、実務を運営していますが、次のような法令遵守の体制・内部統制のシステムとしています。

管理本部においては、「コンプライアンス規程」を制定し、法令遵守体制を構築するとともに、「内部監査規程」を制定し、内部監査人が自主点検の結果報告に基づき、「書面監査」、「実地監査」および各組織の責任者との「対面監査」を行っています。これらを通して、各組織が管理体制を整備し、法令等を遵守して業務を適法・適正に運営しているかどうかを確認するとともに、必要に応じて改善指導等を行っています。

事務サービス社においても、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「コンプライアンス・マニュアル」を作成しています。

また、事務サービス社の各組織は、所管業務に係るマニュアル・ルール等の社内規程を整備した上で、「業務に関する自主点検」を行っています。

当機構による管理処分業務開始から今日に至るまで、コンプライアンス上特に問題となるような事例は発生していません。今後とも、当該業務の健全かつ適切な運営のために、また、当機構の社会性・公共性に鑑みて、組織を挙げてコンプライアンスの推進に取り組んでいきます。

3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認について

当機構では、保険特別勘定に関し、保険計理人（外部専門機関に所属するアクチュアリーに委嘱しています。）により、2007 年度から、公益社団法人日本アクチュアリー会が定め、保険業法施行規則の規定に基づいて金融庁長官が認定した「損害保険会社の保険計理人の実務基準」によって、責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを確認することとしています。

2024 年度の確認結果は、次のとおりです。

（１）責任準備金について

1 号収支分析（キャッシュフロー法）に基づく検証の結果、対象となる保険契約（地震保険契約を除くすべての保険契約）の実施区分で、1,866 百万円の不足相当額（2023 年度は 2,483 百万円の不足）が算出されました。

（２）追加責任準備金の積み立てについて

上記（１）の結果、1,866 百万円の追加責任準備金の積み立てを行いました。

なお、積み立てにあたっては、「保険料及び責任準備金の算出方法書」の変更の認可を取得しました。

（３）第三分野保険契約に係るストレステスト・負債十分性テストについて

第三分野保険契約（当機構の場合、対象となる保険種目は、介護費用保険）は、所定のストレステストを実施した結果、責任準備金は、適正に積み立てられていることが確認されました。これにより、追加責任準備金の積み立ての可否を判定するための負債十分性テストの実施は、不要となりました。

キャッシュフロー法について

保険契約から発生する保険金、事業費、保険料などの将来キャッシュフローの最良推計（推定値）を予測し、市場金利に基づくその現在価値と基準年度の責任準備金とを比較することにより、責任準備金の水準が十分かどうかを判断するクローズド型の分析手法を用います。

責任準備金の水準が十分かどうかを判断するときは、原則、実施区分単位で判定します。なお、当機構の対象保有契約の実施区分は、全て「主要実施区分」に分類されます。

実施区分における分析単位は、基本的には算出方法書の総則に規定された保険種類ごとに分類された責任準備金の計算単位としますが、商品特性や契約量の多寡を踏まえ、合理的と判断されるものは分析単位を統合します。

当機構の実際の分析における分析単位としては、①普通火災保険、②介護費用保険、③その他の保険の3区分としています。

4. 理事会による監視監督

管理処分業務の実施状況については、当分の間、定期的に当機構理事会に報告し、同理事会による監視監督を受けることになっています。

個人情報の保護について

当機構は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」その他の法令ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守するべく、情報資産保護の基本方針である前述「情報セキュリティポリシー」、保険契約者情報その他各種業務情報の外部漏えい防止等を定めた「情報管理規程」、個人情報・個人番号・特定個人情報の適正な取扱い要領を定めた「個人情報保護規程」および個人情報、個人番号、特定個人情報に関する安全管理措置を定めた各種取扱規程を制定しており、法令等の制定・改正の都度、新設・改定を行っています。

また、当機構の個人情報保護に関する考え方や方針を明記した「個人情報保護方針」を制定し、インターネットのホームページ (<https://www.sonpohogo.or.jp/>) に公表しています。

なお、当機構は、金融庁長官から認定された認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者になっています。

V. 直近の2事業年度における保険特別勘定の財産の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

年 度 科 目	2023 年度	2024 年度	年 度 科 目	2023 年度	2024 年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 及 び 預 貯 金	1,396	1,499	保 険 契 約 準 備 金	9,297	7,870
預 貯 金	1,396	1,499	支 払 備 金	1,440	1,371
有 価 証 券	128	128	責 任 準 備 金	7,856	6,499
株 式	128	128	そ の 他 負 債	123	120
有 形 固 定 資 産	1	1	再 保 険 借	0	3
その他の有形固定資産	1	1	外 国 再 保 険 借	102	104
そ の 他 資 産	8	0	未 払 金	20	11
未 収 保 険 料	0	0	特 別 法 上 の 準 備 金	12	12
共 同 保 険 貸	1	-	価 格 変 動 準 備 金	12	12
再 保 険 貸	-	0	負 債 の 部 合 計	9,434	8,003
未 収 金	6	0	(純 資 産 の 部)		
仮 払 金	0	0	利 益 剰 余 金	△7,899	△6,373
			そ の 他 利 益 剰 余 金	△7,899	△6,373
			繰 越 利 益 剰 余 金	△7,899	△6,373
			純 資 産 の 部 合 計	△7,899	△6,373
資 産 の 部 合 計	1,535	1,630	負債及び純資産の部合計	1,535	1,630

(2024 年度 貸借対照表の注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
 - (1) 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
 - (2) その他有価証券（市場価格のない株式等を除く。）の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - (3) その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
2. 有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。
3. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しております。

今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

なお、当事業年度に関しては、引当の対象となる資産がないため、計上を行っておりません。
4. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。
5. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。
6. 保険契約に関する会計処理は次のとおりであります。

保険料、支払備金および責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。

7. 重要な会計上の見積り

・支払備金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

支払備金 1,371 百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当機構は、保険業法第 117 条、同施行規則第 72 条および第 73 条の規定ならびに平成 10 年大蔵省告示第 234 号に基づき、支払備金を積み立てております。

①算出方法

普通支払備金については、支払事由の発生の報告があった保険契約について、支払事由の報告内容、保険契約の内容および損害調査内容等に基づき個別に支払見込額を見積もっており、また、既発生未報告損害支払備金（以下「IBNR 備金」という。）については、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められるものについて、保険種類等の計算単位ごとに、主として統計的手法を用いて見積もっております。なお、大規模自然災害などの個別性の高い損害については、個別に IBNR 備金を見積もっております。

②翌事業年度の計算書類に与える影響

法令等の改正により、保険金等の支払額や支払備金の計上額が当初の見積りから変動する可能性があります。

なお、IBNR 備金は、過去の実績等を勘案し、適正な保険数理に基づき積み立てておりますが、支払事由の発生について未報告であること等に起因する不確実性を有しております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額は 0 百万円であります。

9. 子会社株式の額は 0 百万円であります。

10. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、 （ロ）に掲げる保険を除く）	1,371 百万円
同上にかかる出再支払備金	- 百万円
差引（イ）	1,371 百万円
地震保険にかかる支払備金（ロ）	- 百万円
計（イ＋ロ）	1,371 百万円

1 1. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	5,392 百万円
<u>同上にかかる出再責任準備金</u>	<u>- 百万円</u>
差引（イ）	5,392 百万円
<u>その他の責任準備金（ロ）</u>	<u>1,106 百万円</u>
計（イ＋ロ）	6,499 百万円

1 2. 金融商品関係に関する事項は次のとおりであります。

（1）金融商品の状況に関する事項

イ. 金融商品に対する取組方針

当機構は、経営破綻した損害保険会社が保有していた保険契約を引き受け、当該保険契約の管理処分業務を行っており、資産の運用に当たっては、流動性・安全性を最重視することを基本として運用する方針であります。

ロ. 金融商品の内容およびそのリスク

当機構は、流動性確保の観点から、資産の大部分を預貯金で保有しているため、預け先金融機関の破綻により、資金等の回収が不能になるなど、信用リスクに晒されております。

ハ. 金融商品に係るリスク管理体制

当機構においては、当機構が制定した「財産運用方法書」に従い、流動性の確保・健全性の維持等を基本方針として適切な資産運用をし、リスク管理の徹底を行っております。また、基本方針に基づき、「資産運用基準」および「運用資産リスク管理規程」を制定しており、信用リスクについては、リスクの程度または態様等に応じた運用額の制限、総与信額管理、信用状況の変化等のモニタリングに加え、資産の自己査定に基づき信用格付の定期的な見直し等を実施し、信用リスク管理の強化に努めております。このようにして把握した資産運用リスクの状況については、当機構理事会に随時報告する体制をとっております。

ニ. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれておりません。（(注1)参照）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預貯金	1,499	1,499	-
資 産 計	1,499	1,499	-

(注1) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
有価証券 非上場株式	128
資 産 計	128

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
預 貯 金	1,499	-	-
合 計	1,499	-	-

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- ・レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
- ・レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- ・レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ・時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
現金及び預貯金	1,499	-	-	1,499
資 産 計	1,499	-	-	1,499

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

資 産

- ・現金及び預貯金

短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

13. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	2023 年度	2024 年度
経 常 収 益		2,749	2,504
保 険 引 受 収 益		1,452	1,392
正 味 収 入 保 険 料		△49	△36
支 払 備 金 戻 入 額		162	69
責 任 準 備 金 戻 入 額		1,340	1,357
為 替 差 益		-	1
資 産 運 用 収 益		0	0
利 息 及 び 配 当 金 収 入		0	0
そ の 他 経 常 収 益		11	7
そ の 他 の 経 常 収 益		11	7
一 般 勘 定 よ り 受 入		1,285	1,103
経 常 費 用		1,080	978
保 険 引 受 費 用		804	744
正 味 支 払 保 険 金		678	645
損 害 調 査 費		40	42
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		74	55
為 替 差 損		11	-
資 産 運 用 費 用		-	-
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		256	233
そ の 他 経 常 費 用		18	0
支 払 利 息		0	0
そ の 他 の 経 常 費 用		18	0
経 常 利 益		1,669	1,526
特 別 利 益		-	-
特 別 損 失		-	-
当 期 純 利 益 金		1,669	1,526

(2024 年度 損益計算書の注記)

1. 子会社との取引による収益（事務用機器等賃貸料）の総額は 0 百万円、費用（業務委託料）の総額は 44 百万円であります。

2. 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	△ 25 百万円
<u>支払再保険料</u>	<u>10 百万円</u>
差引	△ 36 百万円

3. 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	646 百万円
<u>回収再保険金</u>	<u>0 百万円</u>
差引	646 百万円

4. 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	57 百万円
<u>出再保険手数料</u>	<u>1 百万円</u>
差引	56 百万円

5. 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、 （ロ）に掲げる保険を除く）	△ 69 百万円
<u>同上にかかる出再支払備金繰入額</u>	<u>- 百万円</u>
差引（イ）	△ 69 百万円
<u>地震保険にかかる支払備金繰入額（ロ）</u>	<u>- 百万円</u>
計（イ＋ロ）	△ 69 百万円

6. 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	△ 1,163 百万円
<u>同上にかかる出再責任準備金繰入額</u>	<u>- 百万円</u>
差引（イ）	△ 1,163 百万円
<u>その他の責任準備金繰入額（ロ）</u>	<u>△ 194 百万円</u>
計（イ＋ロ）	△ 1,357 百万円

7. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

有価証券利息・配当金	0 百万円
計	0 百万円

8. 一般勘定より受入は、保険業法第 270 条の 5 第 4 項に基づく保険特別勘定の損失に係る一般勘定からの保険特別勘定への繰入れ 1,103 百万円であります。

9. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	2023 年度	2024 年度
営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期純利益金 (△は損失金)		1,669	1,526
減価償却費		0	0
支払備金の増減額 (△は減少)		△162	△69
責任準備金の増減額 (△は減少)		△1,340	△1,357
利息及び配当金収入		△0	△0
支払利息		0	0
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		0	7
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		13	△3
小 計		180	102
利息及び配当金の受取額		0	0
利息の支払額		△0	△0
営業活動によるキャッシュ・フロー		181	102
投資活動によるキャッシュ・フロー			
資産運用活動計		-	-
(営業活動及び資産運用活動計)		(181)	(102)
投資活動によるキャッシュ・フロー		-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		-	-
現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		181	102
現金及び現金同等物期首残高		1,214	1,396
現金及び現金同等物期末残高		1,396	1,499

(注1) 現金及び現金同等物の範囲
取得日から満期日または償還日までの期間が3ヵ月以内の定期預金等の短期投資を含んでおります。

(注2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

	2023 年度末	2024 年度末
現金及び預貯金	1,396	1,499
有価証券	128	128
預入期間が3ヵ月を超える譲渡性預金	-	-
現金同等物以外の有価証券	△128	△128
現金及び現金同等物	1,396	1,499

(4) 株主資本等変動計算書

2023 年度

(単位：百万円)

	株主資本			純資産 合計
	利益剰余金		株主資本 合計	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	△ 9, 568	△ 9, 568	△ 9, 568	△ 9, 568
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益 金	1, 669	1, 669	1, 669	1, 669
当 期 変 動 額 合 計	1, 669	1, 669	1, 669	1, 669
当 期 末 残 高	△ 7, 899	△ 7, 899	△ 7, 899	△ 7, 899

2024 年度

(単位：百万円)

	株主資本			純資産 合計
	利益剰余金		株主資本 合計	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	△ 7, 899	△ 7, 899	△ 7, 899	△ 7, 899
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益 金	1, 526	1, 526	1, 526	1, 526
当 期 変 動 額 合 計	1, 526	1, 526	1, 526	1, 526
当 期 末 残 高	△ 6, 373	△ 6, 373	△ 6, 373	△ 6, 373

2. 保険業法に基づく債権

該当ありません。

3. 時価情報等

(1) 有価証券

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

③ 子会社および関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

④ その他有価証券で時価のあるもの

該当ありません。

⑤ 当期に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

⑥ 当期に売却したその他有価証券

該当ありません。

⑦ 時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額

a. 満期保有目的の債券

該当ありません。

b. 子会社株式および関連会社株式

(単位：百万円)

区 分	2023 年度 (2024 年 3 月 31 日現在)	2024 年度 (2025 年 3 月 31 日現在)
子 会 社 株 式	0	0
関連会社株式	-	-

c. その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2023 年度 (2024 年 3 月 31 日現在)	2024 年度 (2025 年 3 月 31 日現在)
株 式	128	128
そ の 他	-	-

⑧当期における保有目的の変更

該当ありません。

⑨その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

該当ありません。

(2)金銭の信託

該当ありません。

(3)デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

該当ありません。

(4)保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当ありません。

(5)先物外国為替取引

該当ありません。

(6)有価証券関連デリバティブ取引((7)に掲げるものを除く。)

該当ありません。

(7)金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。)

該当ありません。

ディスクロージャー誌

2025 損害保険契約者保護機構 管理処分業務の現状

2025 年 7 月 損害保険契約者保護機構 管理本部

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町 2-9 損保会館 2 階

代表番号 TEL (03) 6262-9465